

平成22年6月11日（金曜日）

議 事 日 程

平成22年6月11日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から報告第1号についてまで

追加日程第1 議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必要な地域訓練センターの存
続を求める意見書

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	野村信夫君
2番	明和善一郎君
3番	山崎知信君
4番	川崎和夫君
5番	竹島貴行君
6番	前原英石君
7番	嶋田富士夫君
8番	竹島ユリ子君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	金森勝雄君
副	村	長 古越邦男君
教	育	長 塩原勝君

生活環境課長	高	畠	宗	明	君
総務課主幹	松	本	良	樹	君
会計管理者	吉	田	昭	博	君
代表監査委員	野	村	厚	壽	君

職務のため出席した事務局職員

事務局長	田	中	勝
------	---	---	---

午前 9時00分 開議

○議長（竹島ユリ子君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成22年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

○議長（竹島ユリ子君） 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2番 明和善一郎君。

○2番（明和善一郎君） おはようございます。

通告しています2点についてお伺いをいたします。

まず最初に、稲荷地区の防災対策についてお聞きいたします。

近年の集中豪雨はゲリラ的に一部の地域に限定し雨が降り続き、被害を発生させています。舟橋村では、住宅団地の造成に伴い、これまで水をためるダム役割を果たしてきた水田がまとまって開発され、コンクリートやアスファルトに覆われたため、降雨時の一時貯留機能が発揮されなくなり、短時間に排水路へ流れ込むため、排水路の能力以上の水量となり、災害が発生しております。

数年前に発生した浸水被害は、稲荷地区、東芦原地区において発生しており、先日現地を見せていただきましたが、さきにお話ししましたダム機能の低下にあわせ、八幡川への排水口の構造もゲリラ豪雨に対応したものにはなっておらず、八幡川の増水により、逆流防止栓が働き、稲荷地区に降った雨が農業用排水路より八幡川へ排出されなくなり、地区内の一番低い場所で水位が上昇し、浸水被害を発生させたものと思われますので、八幡川の管理者である県土木と協議、検討され、早急に対策を講じられるよう要望すると同時に、舟橋村としての対策について村長のお考えをお聞きするものです。

次に、口蹄疫の予防対策の取り組みについてお聞きします。

口蹄疫は、牛、豚、綿羊、ヤギ等が罹患するウイルス性の伝染病で、極めて伝染力が強く、家畜伝染病予防法に基づき患畜、疑似患畜の所有者は、屠殺の義務があると定められています。

4月20日に宮崎県内で第1例の口蹄疫疑似患畜が確認されてから、6月7日現在、疑似患畜279例となり、殺処分対象の家畜は18万5,999頭と増加してきております。

皆さんご存じのように、夕べからけさにかけてのニュースで、都城市で新たにまた発生したということで、その数字は私の今申し上げた数字の中に入っておりませんが、18万6,000頭足らずのものが対象になったということがございます。いまだ終息の兆しは見え、畜産農家や防疫作業、殺処分、埋設作業に当たっている地元関係者や、全国から支援に当たっている国、県等の職員、関係者の不安や疲労ははかり知れない限界にきているとお聞きしております。

牛、豚、綿羊、ヤギ等の家畜への伝染や、中山間地や山間地に生息するイノシシ、カモシカへの感染が危惧されている現在ですが、富山県内での発生予防と、村内での発生を未然に防ぐためにも万全の防疫対策が必要と思われれます。

県では、5月22日より肥育農家を対象に、消毒薬として炭酸ナトリウム25キログラムを無償配布しております。アルプス農協では、消毒薬等の購入支援として、牛1頭当たり1,000円、豚1頭当たり500円を5月25日に支給されております。

舟橋村としての今後の対応策として、生産農家や農協と協力し、防疫体制をつくり絶対に発生させないことと、対策にかかる費用に対して支援を講じるべきと思いますが、村長のお考えをお伺いいたします。

なお、補足ですが、村内の畜産農家へは、今回発生をみています宮崎県産の子牛の導入はないとお聞きしておりますことをつけ加え、以上、質問といたします。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 2番明和議員のご質問にお答えいたします。

議員のご指摘のとおり、近年の局地的な集中豪雨は、予測が大変困難であります。記録的な豪雨が短時間に降るのが特徴でありまして、全国的にも多数の被害が発生している状況にあります。

雨による本村の災害といたしましては、議員が指摘されました平成20年7月7日の夜半から翌8日未明の集中豪雨が記憶に新しいところでございます。このとき、村内では、民家6棟の床下浸水、これにつきましては先ほど明和議員が話をされましたけれども、芦原、稻荷、竹内、舟橋にも発生したわけでございますが、農業用排水路、京坪川の法面の崩壊などの被害が多発したわけでございます。とりわけ稲荷地区におきまして

も、水路があふれ、集落中心部及び農地が冠水し、住宅の床下浸水も2棟発生したところであります。

その後、村では、自治会長会議の席におきまして、豪雨の降った状況を写真を見ながら検証したわけでございます。そして、自治会長さんには、生産組合長さんと一体化されて、堰の管理の問題、あるいは用水路の把握ということを申し上げ、お互いに協力をしましょうという話もさせていただいたわけでございますが、以後、先般の自治会長会議におきましても、防災マップをつくるということになっております。これは消火栓の位置でございますが、集落内を流れている用水路の位置というものもぜひつuckingていただきたい。これも自主防災活動の中に地域として大切なことだというふうに思っておりますので、7月中には作成いたしまして、各自治会のほうへお渡しするというようにしておるところでございます。

議員のご質問は、稲荷地区の水害に対する再発防止に係るお尋ねでございます。

ご案内のとおり、舟橋村は、地形上、村外から流入する幹線用排水路の末端に位置しておるわけでございまして、その水流は村内を貫流する京坪川、細川、八幡川に合流いたしまして、その後白岩川へと流出するわけでございます。大雨になりますと、流出先のこれらの河川が増水し、水量堰ができません、水が流れていなくなる現象を起こしておるわけでございまして、また近年、村内及び上流域では、農地転用による開発も盛んに行われまして、流入量も増加しているのが実情であります。そのような状況の中、水路設計の想定を超える集中豪雨になれば排水能力を超え、低い土地での浸水被害が必然的に発生しているのであります。

ご指摘の稲荷地区の災害も同様に、上流域からの過大な流入量と排水先の白岩川や八幡川の水位の上昇が原因であると思料しているところであります。このことから稲荷地区だけではなく、上流の立山町等を含めた一体的な流域全体の課題を考えていかなければならないというふうにも思っているわけでございますので、一部の水路だけの改修にとどまらず、根本的な解決策をとっていかなければならないと考えておるわけでございまして、いずれにいたしましても、本村の河川が合流していくのは白岩川でございますので、その河川改修の要望を立山土木事務所を通じて現在も行っているわけでございますが、今後とも、富山市、立山、上市、舟橋で白岩川水系改修促進期成同盟会が組織されておりますので、今後継続的に要望活動をしてまいりたいと考えております。こういうことが広域的な防災対策の検討にもなると思っておりますので、そういう点ご理解を

賜りたいと思っております。

先ほども申し上げましたように、いずれにいたしましても、自主防災組織、要するに自治会も主体になっていただいて、日ごろからの災害に対する備えや体制づくりの啓発が大切だと、こういうふうにも思っておりますので、そういった自治会組織に対してもそういった呼びかけをしてまいりたい、このように思っておる次第であります。

次に、口蹄疫の予防対策の取り組みについてであります。

議員がおっしゃったように、去る4月20日に宮崎県都農町で1例目が発生いたしまして、23日には口蹄疫というふうに検査結果が確定されたところでございます。

この報告を受けまして、農林水産省では、赤松農相を本部長とする口蹄疫防疫対策本部が設置されまして、その後、専門家による牛豚等疾患小委員会が開催され、そして宮崎県に対して消毒、殺処分などの防疫措置を徹底するよう通知されたところでございます。

その後、きのうも全国的に知られている畜産産出額が日本一と言われている都城市から口蹄疫が飛び火したというふうに新聞紙上あるいはテレビ等でも報道されているわけでもございまして、一日も早く終息するのが願っておりますが、一方、富山県では、所管する家畜保健衛生所が4月20日から23日にかけて、牛、豚の飼育農家へ直接電話調査を実施いたしまして、異常の有無を確認するとともに、衛生管理の徹底を指示したところでございます。同様に、5月17日から18日の2回目、6月7日から6月8日の3回目の調査を実施いたしまして、富山県では異常のないことが確認されたところでございます。

今回の口蹄疫は、臨床症状が明瞭なタイプであったことから、日常観察の励行と異常が見つかった場合は、県家畜保健衛生所へ直ちに通報するよう指示されたところであります。

さらには、明和議員も話しされましたが、県農業技術課の手配によりまして、5月22日から26日には県内全畜産農家へ消毒薬が無料配布されたのであります。本村の畜産農家には、23日に届いたということをお伺いしております。

いずれにいたしましても、現在、県内では症例が確認されておりませんが、今後ともJA及び関係団体とともに、畜産農家と情報を共有いたしまして、さらに連携を密にいたしまして、防疫に対応してまいりたいと考えております。

資金的な援助とか、あるいはまた現物支給ということにつきましても、農協あるいは

その他のいろんな機関等の情報をいただきながら、検討してまいりたいというふうを考えておりますので、この場におきまして、幾らかの金額云々等は申し上げませんが、そういう含みを持っているということをご理解いただきたいと思います。

以上をもって、私の答弁とさせていただきます。

○議長（竹島ユリ子君） 4番 川崎和夫君。

○4番（川崎和夫君） おはようございます。

オレンジパークふなはしの有効活用について質問いたします。

オレンジパークふなはしは、平成7年から11年をかけ村民の憩いの場として、京坪川河川公園とともに、自然にあふれた公園として村民に親しまれてきました。私も朝の散歩の途中でときどき休ませてもらっておりますが、いつも芝生がきれいに手入れされており、気持ちよく過ごさせていただいております。

オレンジパークふなはしは、供用開始から5年から6年を経たわけではありますが、公園としては村民の利用率が低いように見受けられます。現在、公園の維持管理費として年間約450万円以上の費用がかかっております。しかし、かかっている費用の割に公園としての利用はそんなに多くはないように見受けられます。

公園の維持管理費を月に換算しますと約37万5,000円にもなっております。費用対効果の面から見て、今後いかにして公園の有効活用を図って、住民に利用していただくか、そしてまたこの管理費をいかに削減していくかが今後の課題ではないかと思えます。

子どもからお年寄り、各種団体が親しんでいただくために工夫を凝らした公園の有効利用を考えていく必要があります。現在公園内には遊具として滑り台が1台設置されておりますが、幼い子どもたちが楽しむには、遊具施設としては不十分であり、もっと遊具ゾーンとして充実すべきでなかろうかと考えます。今後、遊具の増設の計画があるかないかお伺いします。

次に、京坪川の河川公園についてですが、今の状況は水の流れがなく、下手をすればヤブカの発生源になってくるんじゃないかと危惧します。きれいな流れを取り戻して本来の河川公園として楽しめるよう対策をとるべきではないかと思えますが、どのように考えておられるかお伺いします。

平成7年に着工以来、15年を経過したわけですが、今までに投資された費用は非常に大きな額に上るのではないかと思います。投資された費用が十分に効果を上げて生か

されるようにお願いします。

オレンジパークふなはしでのスポーツ、レクリエーション、イベント開催などの有効利用面において、今後どのような構想を持って対応されていくのかお伺いします。

また、公園内にはことし、時計塔の設置やウォーキングロードの完成と周辺の環境整備も進んできております。公園の活用については、河川公園の特徴を十分に生かした検討をしていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（竹島ユリ子君） 生活環境課長 高島宗明君。

○生活環境課長（高島宗明君） 4番川崎議員のオレンジパークの有効活用と遊具施設の充実についてのご質問に答えたいと思います。

京坪川河川公園（オレンジパーク）は、平成7年に都市計画決定をされ、国庫補助を受けまして平成8年度から平成18年度まで整備を進めてまいったところでございます。平成19年4月にオープンいたしました。

当初の計画では、現在の公園の園路となっている部分まで京坪川を蛇行させ、流れを緩やかにした上で、その周囲を木々が取り巻く「自然と語らい、緑薫る水辺のハーモニー」を基本コンセプトに、園内にはバーベキュー広場や大型遊具ゾーンを配置したほか、高木約600本、低木約1万3,000株の植栽を計画した総事業費6億2,000万円の事業計画でありました。その後、埋蔵文化財の試掘調査の結果、包蔵地として指定されたため、計画していた工法では多額の発掘調査費や調査期間が懸念されたほか、村の財政状況と公園整備に係る費用対効果を再度精査した結果、整備規模の縮小が妥当であると考え、京坪川河川公園は現在の姿となった経緯があります。

現在の公園内に植栽された高木は約200本、低木植栽面積は約800平方メートルでございます。それに8,600平方メートルにわたる芝生広場がございます。ご存じのとおり植物は早い段階での手入れが重要であります。芝生に関しては張りつけや吹きつけから4年から5年間の手入れがその後の生育を左右すると言われております。これらの植栽類が強く大きく育っていくために、年間約450万円の維持管理業務委託料を要しているところでございます。その成果もあり、年間を通じて住民の方が利用しやすい環境にあるものと認識しているところでございます。議員ご指摘のとおり費用対効果から、業務委託の範囲や、住民参加型により維持管理ができる体制の確立に向け、検討する時期に来ていると思っております。

今後、住民と行政との協働により、一人でも多くの人に愛される公園のあり方を協議する仮称ではありますが、京坪川河川公園保全・活用方針協議会を設立いたしまして、樹木等の維持管理及び水辺、遊具等の整備について対応を検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも議員のご理解とご協力をお願いしまして、答弁とさせていただきます。

○議長（竹島ユリ子君） 5番 竹島貴行君。

○5番（竹島貴行君） おはようございます。5番竹島貴行です。

私は、消火栓関連について質問をします。

まず、これまで防災基盤として整備されてきた村内各所の消火栓についてお聞きします。

私自身、これまで消火栓の設置してある場所について、交通事故と同様で火災には縁がないという思いから、関心を持って見たことはありません。しかし、これを機に関心を持ちたいと思います。

その消火栓の数は各自治会管内にどの程度設置されているのでしょうか。

村内では、消防法第20条第1項の規定に基づく消防水利の基準に沿い、消火栓、防火水槽、そして消防に必要な水利施設として指定されたプール、用水、井戸などがそれぞれの防火対象物から140メートル以内の位置に点在することが定められております。この点は質問通告内容に関連し、法に沿った水利施設が配置されているかどうか、回答いただければと思いますが、回答の用意がなければ、確認しておいていただきますようお願いいたします。

そこで、整備されてきた消火栓については、当然整備した当事者として、当局側には消火栓についてのデータを保持されているものと思います。水量としては、取水可能水量として毎分1立米以上で連続40分以上の給水能力を有すること。または、常時貯水量が40立米以上の給水能力を有するものと決められておりますが、村内の消火栓を使って放水した場合は、放水能力はどの程度あるのでしょうか。地域によって差があるとは思いますが、ご答弁をお願いします。

さきの答弁に防災マップを考えられているという話があり、かぶるかと思いますが、当村には、洪水ハザードマップや舟橋村地域安全マップがつくられております。これらを防災マップとして整理統合し、そこに消火栓の位置や消防水利の位置を記入、放水範囲も明記することにより、今後の防災基盤整備が必要とされる箇所も明確となり、政策

遂行に役立つのではないかと思います。

そして、各家庭への防災マップ配布はもとより、インターネット上の舟橋村ホームページに防災マップをアップし、消火栓の定期点検に住民も参加できるよう自治会へ協力をお願いし、消火栓管理を村、消防団、自治会などが共同で行うことにつながれば、住民の防災意識向上にも役立つのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

消火栓の能力データは、当村の火災予防を担っていただいている消防団に情報として提供されているのでしょうか。消防団の皆さんに消防活動を通してデータを検証していただき、村の防災施設整備のため意見をフィードバックしてもらえば、防災基盤を整備するために有効だと考えます。

最後に、3月定例議会における私の質問を受け、村長は立山町との水道事業広域化を断念し、水道を単独事業としてインフラ整備を推し進めると翌日の新聞報道を介して表明されました。これにより、住民の皆さんの水道事業への関心が高まったと考えています。

当初、村長は安心・安全な水の供給を主眼に、立山町と水道事業の広域化を提案され、私も村の安心・安全な消防水利の確保と安定した上水の供給が住民の皆さんのためになると考え、一刻も早く村長の提案した水道事業を実現させるため、応援の意味も込めて質問を重ねてきました。

しかし、村長が提案されてから2年半以上が経過し、今、広域事業から単独事業へと大きくかじを切られたわけであります。私は、村民にとっての安心・安全という観点から、一刻も早く事業を進めるべきだと考えています。

そこでお聞きしますが、今後、整備事業はいつまでに実現させようと考えているのか。また、水源地を整備し、給水圧力を増加させることにより、消火栓の放水能力は具体的に現状と比べ、数値的にはどれだけ強化されるのでしょうか。また、圧力は消防法に絡む消防水利基準に見合うものなのか、給水適用人口をどれくらいまで想定しているのかを具体的にお答えをお願いいたします。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 5番竹島議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、消火栓に関する質問でございます。

村内の各地区に設置されております消火栓の数についてお答えいたします。

舟橋地区におきましては20カ所、仏生寺地区におきましては9カ所、海老江地区におきましては5カ所、竹鼻地区におきましては5カ所、古海老江地区におきましては5カ所、東芦原地区におきましては19カ所、稲荷地区におきましては5カ所、国重地区におきましては18カ所、竹内地区におきましては11カ所、合計97カ所が設置されているところでございます。

次に、消火栓の圧力でございます。これにつきましては、水源池から0.3メガパスカル——このパスカルの単位のとらえ方でございますが、0.1メガパスカルはおおむね1気圧というふうにご理解いただければいいと思います——の圧力をかけて水を送っているため、消火栓における圧力も0.3から0.4メガパスカルであると思っております。

消火栓は、河川や用水と同じ消防水利の一つでありまして、竹島議員がおっしゃったように、消防水利基準に基づき設置されているのであります。その基準では、「市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一つの消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない」という規定があるわけでございます。村内のほとんどの地域が消火栓から140メートル以内になっております。消火栓がないところでも、防火用水はないんですけれども、用水や河川が140メートル以内に本村ではあるということございまして、私は水利の基準は満たしていると思っております。

また、防火対象物から消防水利（消火栓）までの距離が140メートル以下と定めている根拠には、消防ポンプ車で長時間にわたり放水ができ、ホースを延長する妥当な限度を考慮して、ホースの長さを20メートルといたしまして、10本、200メートル以内にあるということが挙げられております。

また、火災の際には、消火栓は初期消火で住民の方が利用するということがありますけれども、消防水利である消火栓は常備消防並びに消防団が使用するものという前提があることもご理解いただきたいと思えます。

すなわちこのことは、消火栓の近くにポンプ車を置き、消火栓とポンプ車を直結し、ポンプ車で加圧した後に放水するのが一般的であります。

放水距離のことでありますけれども、放水ノズルの口径や角度等によりまして一概に言うことはできませんけれども、一般的には20メートルないし30メートルとされておりまして、消火栓のみで住民が消火をすることとなりますと、消火栓ボックス内に

収納されている20メートル、2本のホースを使うことになりませんが、直線距離にいたしまして、60から70メートルの範囲しか消火できないということになります。

このことから、先ほど申し上げましたが、初期消火といたしましても、消防団の資材等を前提としてポンプ車で加圧して消化するというのが大切だと思っております。そのように現在もされていると認識しているところであります。

次に、消火栓の情報のございますけれども、消防団では、夏季訓練や出初式等で消火栓の点検や放水を行っておりますので、団員は消火栓を含めた消防水利には精通していると。そしてまた、その情報は共有しているものというふうに理解しているところであります。

次に、今後の簡易水道事業の取り組みについての質問にお答えしたいと思っております。

私は、3月議会で立山町上水道事業との統合は行わず、舟橋村簡易水道事業の継続を表明いたしました。これからも、安全・安心な水を供給するため、今年度は県知事認可の簡易水道事業変更認可を受け、来年度から水道施設の改良事業に取り組む計画であります。その具体的な事業の内容につきましては、県との協議を行いまして、最終決定となりますので、現段階での計画案について申し上げたいと思います。

計画案では、おおむね平成23年度から26年度までの4カ年、事業計画年度を入れますと、5カ年継続事業になるかと思っております。そういうことで、今のたたき台としてあるということをご理解いただきたいわけでございます。

もう一方では、今の新政権になりまして、水道事業とか道路事業、あるいは下水道事業等につきましては、社会資本整備総合交付金というふうに補助金制度から交付金制度に変わったということもございますので、予算の配分等にいたしましては、どのようになるか不透明な点もございますので、いずれにいたしましても、積極的に、あるいはまた短期間でこの事業が完了するように努めてまいりたいと考えております。

それで、事業変更認可の中で設定いたします給水人口であります。給水人口は、総合計画の人口と整合する必要があるわけでございますが、今年度には来年度からスタートする第4次総合計画を策定する関係もありまして、厚生労働省社会保障人口問題研究所が公表しております舟橋村の25年後、2035年推計人口3,600人を採用したいと考えております。

施設の改良は、火災の発生時に、消火栓2栓同時開放が可能であり、さらに安定的に

給水できる能力を備えるための改良工事を順次施工してまいる考えであります。その内容につきまして申し上げます。

平成23年度には、第二水源地の井戸の更新を行います。これは老朽化に伴う更新とあわせて、取水量の増大を目的に、井戸とポンプの更新を行います。24年度では、第一水源地から直接配水できるように第一水源地のポンプの容量増強と自家発電機の補強を行うことにしております。25年度には、第二水源地の配水池の増設、それに伴う配水管補強工事の施工を計画しております。最終年度になります平成26年度には、既設配水管のループ化を行い、村内全域を安定的に水が循環する管網を整備いたしたいと考えておるところであります。また、この事業にあわせて、隣接自治体、富山市、立山町さんと災害等緊急時に備えた緊急連絡管の接続も早急に対応してまいる所存であります。

給水圧力につきましては、現行どおり古海老江の第二水源地における0.3メガパスカル、3気圧の圧力を供給できる計画で実施したいと思っております。

この計画につきましては、今申し上げたとおり、給水圧力の変更は伴わず、給水量の拡張を目的とした計画であることをご理解いただきたいと思います。

以上をもちまして私の答弁といたします。

○議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

○3番（山崎知信君） おはようございます。山崎です。よろしく申し上げます。

私は、温泉と運動を活用した健康増進事業について伺います。

国の重点分野創出交付金事業447万円を活用し、湯めぐごち温泉で入浴と運動を利用した健康増進プロジェクト「温泉美人養成講座」を5月11日火曜日から7月13日火曜日の10週間、約1時間。対象は30歳以上、70歳ぐらいで先着25名で実施しております。

これは、日本一健康な村を目指す舟橋村が温泉施設「湯めぐごち」と委託契約を結び、健康増進を図るための健康プロジェクトを推進するものであり、21世紀の健康課題として、がん、寝たきり、認知症の3つが最も大きな問題である。

私も一緒ですが、前原議員もこれから言うことはよく聞いてください。これらすべて喫煙や食べすぎ、運動不足、ストレス過多などの誤った生活習慣が主な原因とされています。最も健康への影響が大きいのは、生活習慣と環境で55%、遺伝的要因が35%、医療サービスが10%であり、これらを防ぐため天然温泉の温熱効果を利用し、適切な

健康増進と疾病予防の知識を学び、病気に対する予防を推進するという非常に注目すべき事業だと思います。

今、どれだけ多くの方が健康に関心を持っているか。健康サプリメントやダイエット食品等の売り上げは、以前に比べて非常に伸びている傾向にあります。しかし、5月から始まった第1回目の健康美人養成講座では、定員25名に対し、13名の応募しかなく、注目されているプロジェクトにしては、いささか物足りなさを感じます。この事業では、湯めぐこちに委託しているとはいえ、主体はあくまでも舟橋村であり、事業者に頼り過ぎているのではありませんか。村としてPR不足ではないですか。どれだけ素晴らしい企画をしても、それが住民に伝わらなければ何の意味もありません。そして何よりも講師に来ていただいています先生にも大変失礼だと思います。

私は去る6月8日火曜日のセミナーをちょっと聞いてきました。その内容は、整形外科指導員の先生が骨粗しょう症の講義をされていました。背が2センチ縮むと注意、4センチ縮むと要注意でございまして、そのためにはどうしたらいいかという講義で、13人の受講者の方が熱心にメモっておられました。講師宮田医学博士、アピア専任トレーナー、整形外科指導医など3人の人たちによるセミナーが始まっていますが、本当に村として日本一健康な村をつくるのであれば、もっと多くの住民にPRし、参加者を募るべきだと考えますが、村長の考えを伺います。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 3番山崎議員のご質問にお答えします。

温泉美人養成講座についてでございます。議員がおっしゃったとおり、この事業は、温泉と運動を活用した健康増進事業を株式会社M&Bに委託して実施するものであります。また、この事業は平成21年度国の重点分野雇用創出事業でありますので、この事業推進に当たっては、委託先のM&Bでは、新たに1名の事務員を雇用していただき、同時に専門知識を有する医師と契約していただいた上で、実施することになっております。

事業内容につきましては、1クール10回を年4回実施されることになっております。1クール10回の主な講座の骨子は、最新、最適な健康増進と予防医学の知識を学ぶプログラム。温泉入浴、サウナ、岩盤浴などによる温熱効果についてのプログラム。ウォーキングやストレッチを中心とした効果的で無理のない運動プログラム。自宅でもできる食事療法、サプリメントの知識、簡単でよく効くストレッチや運動プログラムなどが

盛り込まれているのであります。

この講座では、21世紀の三大健康課題になっております、がん、寝たきり、認知症を取り上げまして、喫煙や食べすぎ、運動不足、ストレス過多などの誤った生活習慣が主な原因とされていることから、天然温泉の温熱効果を利用し、適切な健康増進と疾病予防の知識を学んで、よりよい生活習慣を実践するという目的で、5月11日から実施されているところであります。

今日、皆さんご承知のとおり、3人に1人ががんに罹患すると言われております。何よりも予防が大切であると私は思っております。

日本一健康な村づくりには、予防こそが最大の防御であり、この講座の役割は、極めて大きなものであると認識しているところであります。本村の健康増進事業の一つに位置づけいたしまして、総合的な住民の健康づくりとして、今後とも実施してまいりたいと考えておるところでございます。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、5月から実施いたしております第1回温泉美人養成講座には、定員25名に対して受講者が13名と少なく、PR不足であることは否認しません。この後、8月、10月、12月スタートする講座がありますので、多くの村民にPR活動を行い、多数の受講者を募りたいと考えております。

その具体的手法といたしましては、村のホームページや広報紙はもちろんのこと、図書館や舟橋会館でのポスターの掲示、あるいはまた住民健診等での保健師による直接のPR、さらには、社会福祉協議会を通じてのPRを積極的に行うなど、多くの方に周知してまいりたいと考えております。どうか今後とも、議員の皆さんにもできるだけ多くの方に呼びかけていただきまして、こういった村の事業があるということもご協力いただければ幸いです。

いずれにしましても、舟橋が誇れる天然温泉が湧出したわけでございますので、それを活用するということが最も私は大切なことだと思っております。そういうことで、今後ともこの事業の推進に十分力を注いでまいりたいと思っておりますので、改めて議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（竹島ユリ子君） 3番 山崎知信君。

○3番（山崎知信君） 村長は、あと3回の講義で頑張って募集するという決意でございました。

定住促進にお墨つきをつくろうということで南砺市で行った富山大学の立瀬先生が、舟橋村で最初にやりたかったとおっしゃったことをちょっとお知らせしておきます。

共同で約700人の成年者を対象に健康状態や生活習慣などを調べて、新年度中に調査結果をまとめる。利賀地域は豊かな自然に恵まれ、子どもの健康を理由に都市部から転入する家族がおります。

一方、過疎高齢化は深刻で、65歳以上の高齢者は4割を占めております。健康志向が高まる中、利賀を第二のふるさととして定住人口増加につなげたいと期待しております。

舟橋村が目指す「日本一健康な村」の温泉美人養成講座はどうでしょうか。先着25名のところ女子が13名です。これは、温泉美人養成講座と名前をつけたからでしょうか。男性がないのが現状です。また、村の受講者は5名です。そのうち1人だけが申し込み、あとは湯めぐち館内の身内みたい人が講義を聞いております。あとの8名は、富山市が2人、滑川市が2人、立山町が2人、上市町が2人なんですよ。

村長、村に保健師が2名もいて、舟橋村が目指す健康な村になっていますか。私は絶対なっていないと思います。あとの3回の講座をよろしくお願ひしたいと思います。

再質問を終わります。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 山崎議員の再質問にお答えしたいと思います。

今議員は、今受講されている方の出身ということで、舟橋村から5名という話と、あるいはまた保健師が2名いながら、そういった指導、呼びかけが少ないんじゃないかという話でございまして、それは痛感しているわけでございまして、先ほど申し上げましたように、今後の残された講座につきましては、できるだけ受講者が増えるように配慮したいというふうに思っているわけでございます。

ちょっと余談になりますが、この「日本一」という冠が、非常に舟橋村のイメージアップをしているわけでございまして、先般、舟橋村の方が京都へ納骨のために行き、ホテルに宿泊していたところ、健康が悪くなったということで、急遽医者へ行くことになった。ホテル側では日曜日ですからなかなか危なかったんですけども、大きな老人病院があったそうでございまして、そこで診療を受けたところ、保険証を出したら、富山県中新川郡舟橋村ということで、村というのはこのことだろうと思ってその院長さんが聞かれたそうでございます。その方は、「舟橋村は日本一小さな村で、人口が

3, 000人で、カモシカが図書館へ来た村です」と言ったら、「私はそれを見ました」というふうに、舟橋村が京都でカモシカということで理解していただいたと、こんなありがたいことはないわけでごさいます、そういったことを例に出したわけではないんですが、日本一の健康の村というのは、温泉という一つのトレードマークがあるわけでありまして、自然の恵みといいますか、そういったことを活用しての取り組みというのは、これからの行政にとって大切なことだと思っておりますし、村民にとっても大切なことだと思っております。

そういう意味で、今後とも一生懸命活用していくために努力を傾注するというのを再度申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。

○議長（竹島ユリ子君） 7番 嶋田富士夫君。

○7番（嶋田富士夫君） 質問の前に、地元議員として一言お礼を申し上げたいと思います。

仏生寺地区内のウォーキングロードの舗装工事も終わり、オープンを待つばかりとなりました。地域内の景観も随分よくなり、またロードに接する土地の問題点も一部改良され、喜ばしいことと思っております。

また、橋を渡って左へ行きますと、中学校、舟橋会館、また墓参りも近くなりましたし、また、右へ行きますと、農協やら駅、図書館、郵便局も随分行きやすくなったような感じがします。

人間は歩くことが神様から与えられた一つの恩恵だと思っています。仏生寺地内の方でもこのウォーキングロードができたために、今度一回ウォーキングをやろうかという人が増えていくことを期待したいと思います。また今後は、多くの村民の方がウォーキングに活用され、健康に過ごされることを期待したいと思います。ありがとうございました。

では質問に移ります。

場所的には、稲荷団地から舟橋保育所付近でクランクしてテニスコート横に通じる延長約230メートル、幅員180センチほどの竹内地域内の農道です。しかし農道に接する地権者は仏生寺の人が大概で、その関係もあってか農道の整備は放置されていて、ぬかるんでいる状態の日が多いと思います。

ことは、田植えの前後は寒い日が続き雨もよく降りました。その足場の悪い道を十数人の男子の中学生が学校に向かう姿を毎日見受けます。稲荷から中学校に行くには3

つのルートがあり、その1つがこの農道で、近道で友達も一緒に便利なので僕らは多少足場は悪くても利用していますと中学生は言います。

また、保育所の送り迎えにこの農道を行き来する保護者と園児の姿もよく見受けれます。このように、今は農道が生活道として地域住民が活用している現実があります。ある住民は言います。ここが歩道として整備されれば、私たちは随分助かります。小学生が利用している学校稲荷線の通学路は人数が多過ぎて安全だとは思っていません。せめて稲荷地区の小学生だけでも利用できる通学路としてこの農道を整備してもらえれば、親として安心ですがとの答えでした。

この話は、関係住民が利便性と安心・安全を行政に求めているあらわれではないかと思えます。

これは私案ですが、用地買収で拡幅はせず、現状農道の規模で農道整備をする。農道と他の落差は少ないので、45センチぐらいのブロックで側壁を堅固にし、180センチ幅のうち、白岩川ウオーキングロードコースのスロープ幅120センチほどの舗装をする。さすれば、歩行補助車や保育児の乳母車の通行も可能である。また一般車は進入させない。農耕車両や機械のみを通行させる。そうすれば、農道の草刈りや小石の草もなくなるのではないかと思います。農業に関係のない者が農道を通るのを快く思わない農耕者の気持ちは、同じ農業をする者としてよく理解できます。

また、稲荷住宅団地の造成に私の父親が肩入れしていた関係もあり、一部地権者の方にはひんしゅくを買っているのではないかと思います。住宅団地ができ、人が生活すると、周囲の耕作者とのトラブルが発生するのは必然かもしれません。子どもが田んぼにいたずらする。物は投げ捨てられる。早朝草刈りや農薬の作業をするのに、文句を言われなくても騒音に気を使う。また日中の草刈りでも小石の飛散で物を傷つける可能性もある。農薬散布は子どものぜんそくに悪いからなどと、事前に通告してくれと言われる。しかし、そのような反目を繰り返していても何の前進もないわけで、地権者も一歩譲って農道の通行を認める、住民も農地や農道にごみを捨てるのではなく、反対に自主的に拾って農業環境をよくする。また子どもには田んぼにはいたずらなどをしないように教えて、農耕者に協力して、コミュニケーションをとるなどして互いによい関係を構築するのが金森村政の目指される方向ではないかと思っています。

雨の多い梅雨の時期も間近です。地区や農耕者の了解は当然ですが、砂利をまくなどの一時的な対応はできないものでしょうか。農道整備がされようとされまいと、通行す

る人はおります。関係各位の調整ができて、進展することを期待して、私の質問を終わります。

○議長（竹島ユリ子君） 村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 7番嶋田議員のご質問にお答えいたします。

議員ご承知のとおり、農道の定義でございますが、道路法に規定されている以外の道路でありまして、社会通念上、農業用機械や農業資材の搬出入路として、あるいはまた農産物の集出荷や市場、消費地への輸送路として、あるいはまた農産物や肥料の積みおろし路として、農作業にかかわるものとして広く使われているのが実態でございます。

議員の要望されている区間の農道につきましては、先般私が踏査いたしました。やはり人の通った足跡は残っておりますけれども、いずれにいたしましても、幅員そのものが1.8メートルのいわゆる昔で言いますと6尺道であります。

この農道につきましては、ご案内のとおり、国重の場合でもどこでも一緒ですが、地区でそれぞれの生産組合長さんに管理していただいているのが舟橋の実態であります。

子どもたちが近道であるからと言って通るなとか、なかなか取り締まるということは難しいわけでございますが、そういったことが実態であれば、やはり皆さんでこの道はどうかということをお話をしてやるといいますか、注意といいますか、そういうことに尽きるのではないかと思っているわけでございます。草刈りでけがでもしたときに、だれが責任を負うのかというようないろいろな問題もあるわけございまして、やはり安全性からちょっと疑義があると思っております。

また、2メートルの農道を舗装しますというと、私の国重の話ですが、下水道の横手に農道を舗装しました。ところが一般車が通るといことで、通行止めにしてあるわけです。でも一般の車が入ってくるということで、農道でも舗装したら必ず入ってきます。私はそれは間違いないと思います。そういったところを私はよく見かけているわけございまして、甘くやりますと、どうしてもそれが結果として、やった者が逆に悪くなる。特に保育所から芦原へ向かっていく農道（村道）がありますが、あれを舗装しないという手もあるわけです。やはり待機しなくちゃならない。少なくとも6メートルの道路幅員がないと、車が交換できない状況なんです。農道の中へ入ったらどうしてもとへ戻ることかという発想にもなるわけでございますので、今まで村では、基盤整備をされた農道、要するに幅員が4メートルあると、それも村主体でなしに、土地改良区主体で事業化をいたしまして、農道舗装を進めてまいったわけでございますので、そういったことをご

理解いただきたいと。

また、県単独事業にしても、やはり幅員が4メートルでないと補助金の対象にもならないということもございますので、お気持ちはわかるんですけども、一方ではそういった問題がある。そしてまた学校の通学路というのは子どもが道を選ぶわけですね。一番近道を通るわけですから、そういった場合はその箇所ばかりではなく、ほかでもあると思うわけです。となればそこも舗装してくれとか、いろんな話が出てまいりますので、やはり一方をして一方をしないわけにいかない。そういった格差の問題もありますので、今後、そういったことを学校のほうへは申し入れたい。子どもたちの実態をこういうふうに見かけている、注意していただきたいというふうなことを要請してまいりたいというふうに思っているわけでございます。もう一度言いますけれども、嶋田議員のお気持ちはわかるわけでございますが、一方ではそういう問題があるということでございます。

とりわけ、児童なり生徒は、舟橋村の将来を担ってくれる子どもたちでありますので、私はやっぱりそういった面で目配りしてやるということも大切かと思いますが、一方では、社会通念上、いけないものはいけない、だめなものはだめだということに注意してやるのも大人の力だろうと、私はそういうふうに思っております。

今後ともいろんな意見を、また今後皆さんと話し合いをしながら進めさせていただきたいと、こういうふうに思っているわけでございます。

簡単でございますが、以上をもって私の答弁にかえさせていただきます。

○議長（竹島ユリ子君） 以上をもって一般質問を終結します。

議案第1号から報告第1号まで

○議長（竹島ユリ子君） 日程第2 議案第1号から報告第1号まで12案件を一括議題とします。

（質 疑）

○議長（竹島ユリ子君） 提案理由説明が終了しておりますので、これから一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

（討 論）

○議長（竹島ユリ子君） これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） 討論がないようですから、討論を終わります。

（採 決）

○議長（竹島ユリ子君） これから議案第1号から報告第1号まで12案件を一括して採決します。

議案第1号から報告第1号まで12案件を原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から報告第1号まで12案件は原案のとおり可決・承認されました。

日 程 の 追 加

○議長（竹島ユリ子君） ただいま、川崎和夫君ほか3名から、議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必要な地域訓練センターの存続を求める意見書が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1に追加し、議題とすることに決定しました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

○議長（竹島ユリ子君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必

要な地域訓練センターの存続を求める意見書を議題とします。

(提案理由の説明)

○議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明を求めます。

川崎和夫君。

○4番（川崎和夫君） 議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必要な地域訓練センターの存続を求める意見書について説明いたします。

景気の急速な悪化から日本経済は立ち直れないでいる。政府も雇用対策や中小企業対策を打ち出しているが、労働者の雇用と賃金が抑えられたままでは、消費が伸びないことは自明である。消費が活性化しなければ、経営の展望は開けず、地域経済も活性化しない。景気回復には内需が決定的な役割を果たしていることから、雇用対策には、再就職を支援する施策の重要性が高まっている。

ここ数年続いた好況期、日本ではワーキングプアが急増し、労働者の3分の1超が年収200万円未満である。彼らは、各産業の各職場で懸命に働き、企業利益に貢献したが、低賃金ゆえに十分な貯蓄もできず、解雇されるや生活困窮に陥っている。

こうしたなかで、地元中小企業にとっても、労働者にとっても「有為な人材」が求められるということである。

記

1. 政府は、独法、雇用能力開発機構の廃止を強行することなく、地域職業訓練センターを存続させること。
2. 政府は、地域職業訓練センターの存続について各地方自治体との誠意をもった協議をすること。

以上であります。

○議長（竹島ユリ子君） 提案理由の説明が終わりました。

(採 決)

○議長（竹島ユリ子君） お諮りします。

ただいま提出された議案については、この際直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

これより議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必要な地域訓練センターの存続を求める意見書を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹島ユリ子君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 転職・再就職の準備に必要な地域訓練センターの存続を求める意見書は、原案のとおり承認されました。

○議長（竹島ユリ子君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

○村長（金森勝雄君） 本定例会に提出いたしました議案9件、報告1件にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

一般質問にありましたように、宮崎県で発生いたしました口蹄疫は、その後一たんは鎮静化と申しますか、終息のような気配があったわけでございますけれども、また一昨日には都城市への感染、飛び火が報道されてまいりました。非常に苦慮されるわけでございますが、いずれにいたしましても、早く終息を願ってやまないわけでございます。

さて、皆さん方ご案内のとおり、平年ですと今ごろはもう梅雨に入っているわけでございますが、ことしは異常気象ということで1週間足らず遅れるそうでございますけれども、いずれにいたしましても、間もなく梅雨入りとなります。

どうか今後とも、皆さん方、健康に留意されまして、議員活動されますようご祈念申し上げます。私からのお礼の言葉にかえさせていただきます。

まことにありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

○議長（竹島ユリ子君） これで本日の会議を閉じます。

これを持ちまして平成22年6月舟橋村議会定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午後 10 時 15 分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成22年6月11日

議 長 竹 島 ユリ子

署 名 議 員 竹 島 貴 行

署 名 議 員 前 原 英 石